



UDC 621.9.06.001.4

B 6201

工作機械—運転試験方法  
及び剛性試験方法通則

JIS B 6201-1993

(2002 確認)

(2008 確認)

平成 5 年 12 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 28. 5. 8 改正：平成 5. 12. 1  
官 報 公 示：平成 5. 12. 3  
原案作成協力者：社団法人 日本工作機械工業会  
審 議 部 会：日本工業標準調査会 FA部会（部会長 吉川 弘之）  
この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部機械規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3  
-1）へ連絡してください。  
なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業  
標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

# 工作機械—運転試験方法 及び剛性試験方法通則

B 6201-1993

Machine tools—Running tests and rigidity  
tests—General requirements

**1. 適用範囲** この規格は、工作機械の運転性能、剛性試験に関する基本事項及びこれらの試験の試験方法に関する要項について規定する。

**備考1.** ここでいう工作機械には、数値制御によるものも含む。

2. この規格の引用規格を、付表1に示す。

## 2. 基本事項

**2.1 個別規格** 各種工作機械の機種別の試験方法は、この規格に規定する要項の中から、その工作機械の目的及び運転性能に応じて具体的に選定して、個別の日本工業規格として定める。

機種別の個別規格が定まっていない工作機械については、この規格に準じる方法を適用する。

また、構造上個別規格に規定してある試験方法によりがたい場合には、この規格の要項に示す方法の中から適切なものを選ぶ。

**2.2 試験の実施** 試験は、次によって実施する。

- (1) 工作機械を製造する工場で行う。
- (2) 工作機械の運転性能及び精度に影響を及ぼさないように据付け・調整をした後に行う。
- (3) 一般に、工作機械を分解しないで行う。
- (4) 工作機械の運転に必要な装置を装備し、潤滑油、作動油、切削油剤などを適切に満たした状態で行う。
- (5) 一般に、工作機械を各部にわたって運転し、温度、潤滑などの状態がほぼ安定した後に行う。
- (6) 試験に使用する測定器及びその精度は、附属書による。
- (7) この規格に規定する測定器・測定方法以外に、精度がこれと同等以上と認められる測定器・測定方法で試験を行ってもよい。
- (8) 試験中に異常を認めたときは、その原因を調べ、調整した後に改めて初めから試験をやり直す。ただし、その調整が既に行った試験結果に影響を及ぼさない場合は、それ以前の試験を繰り返さなくてもよい。
- (9) 同一設計の工作機械の剛性試験は、代表する1台について行った試験結果で代表させ、他のものについては試験を省略してもよい。

## 3. 運転試験方法に関する要項

**3.1 運転試験の目的及び項目** 運転試験は、工作機械の運転に必要な性能を試験することを目的とし、試験項目は、機能試験、無負荷運転試験、負荷運転試験及びバックラッシュ試験の4項目とする。

**3.2 機能試験方法** 機能試験は、数値制御によらない機能と数値制御による機能について行う。

数値制御によらない機能試験は、手動によって各部を操作し、作動の円滑さ及び機能の確実さを試験する。数値制御による機能試験は、数値制御テーブ及びその他の数値制御指令によって各部を作動させ、機能の確実さ及び作動の